

# 障害者地域生活推進事業について

## 【事業の概要】

障害者自立支援法に基づき、地域の実情に応じて柔軟に実施されることにより効率的・効果的に実施できる事業が、平成18年10月から「地域生活支援事業」として法定化されることを踏まえ、地域生活支援事業に該当する既存事業を、平成18年4月から「障害者地域生活推進事業」として統合する。

## 【事業内容】

「障害者地域生活推進事業に統合する事業一覧」参照（次頁）

## 【実施主体】

「障害者地域生活推進事業に統合する事業一覧」参照（次頁）

ただし、指定都市又は中核市で都道府県事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市あるいは団体等に事業の全部又は一部を委託することも可能。

## 【補助率】

都道府県 補助率 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

市町村 補助率 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4）

大都市特例の適用なし

ただし、発達障害者支援センター運営事業は、大都市特例を適用

## 【利用者負担】

従来どおり

## 【18年度予算額】

4,500百万円（平成18年4月～9月）